第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震 防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力 する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

I KIN	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
	(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
	(3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
	(4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に
	関すること。
	(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
	(6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関す
	ること。
	(7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関す
	ること。
	(8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。
	(9) その他地震防災に関すること。

「田・地関の中佐書だ

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震 防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力 する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

I KIN	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
	(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
	(3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
	(4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に
	関すること。
	(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
	(6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関す
	ること。
	(7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関す
	ること。
	(8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。
	(9) その他地震防災に関すること。

_	→ п	ᅡ林ᅥ
2		11 6.1

∠ 巾叫剂	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関するこ
	と。
	(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
	(3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
	(4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関す
	ること。
	(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
	(6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
	(7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関するこ
	と。
	(8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
	(9) その他地震防災に関すること。

3 指定地方行政機関

3 指定地方行政機	t (x)
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
	イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
	ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
	エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関するこ
	と。
(2)関東財務局	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。
(長野財務事務所)	イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
	イ 関係機関との連絡調整に関すること
(4) 関東農政局	ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。
(長野支局)	イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。
	ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指
	導に関すること。
	エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用用排水施設並びに
	農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
(5)中部森林管理局	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関
	すること。
	イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関するこ
	と。
	ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関
	すること。
	イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
	ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7)中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する
安監督部	こと。
	イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保	電気の保安に関すること。
安監督部	
(10)北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船
,,,,,,	舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
_ L	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

2 市町村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関するこ
	と。
	(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
	(3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
	(4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関す
	ること。
	(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
	(6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
	(7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関するこ
	と。
	(8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
	(9) その他地震防災に関すること。

3 指定地方行政機関

3 指定地方行政機	後関
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
	イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
	ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
	エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関するこ
	と。
(2)関東財務局	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。
(長野財務事務所)	イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
	イ 関係機関との連絡調整に関すること
(4)関東農政局	ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。
(長野支局)	イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。
	ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指
	導に関すること。
	エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用用排水施設並びに
	農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
(5)中部森林管理局	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関
	すること。
	イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関するこ
	と。
	ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(6)関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関
	すること。
	イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
	ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7)中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する
安監督部	こと。
	イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保	電気の保安に関すること。
安監督部	
(10)北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船
	舶及び自動車による輸送の確保に関すること。

防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

(, ,) - - - - - - - - - - - - - -	
(11)東京航空局	ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するため
(東京空港事務所松	に必要な措置に関すること。
本空港出張所)	イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12)東京管区気象台	ア 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関すること。
(長野地方気象台)	イ 地震防災知識の普及に関すること。
	ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。
(13)信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。
	イ 非常通信に関すること。
	ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関するこ
	と。
	エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用
	機器の貸出に関すること。
(14)長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関するこ
	と。
	イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(15) 関東地方整備	ア 災害予防
局、北陸地方整備局、	(ア) 所管施設の耐震性の確保
中部地方整備局	(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
	(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
	(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制
	定
	(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
	イ 応急・復旧
	(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
	(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
	(ウ) 所管施設の緊急点検の実施
	(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応
	急対策の実施
	ウ 警戒宣言時
	(ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達
	(イ) 地震災害警戒体制の整備
	(ウ)人員・資機材等の配備・手配
	(エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
	(オ) 道路利用者に対する情報の提供

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関す
第13普通科連隊	ること。
	(2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便㈱	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務
信越支社	取扱い及び援護対策等に関すること。
	イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) J R会社	(東日本旅客鉄道㈱(長野支社)、東海旅客鉄道㈱(飯田支店)、西日本
	旅客鉄道㈱(金沢支社))
	ア 鉄道施設の地震防災に関すること。

	防火工主文な協関の大肥負にことをすって事情人は未得の
(11)東京航空局	ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するため
(東京空港事務所松	に必要な措置に関すること。
本空港出張所)	イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12)東京管区気象台	ア 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関すること。
(長野地方気象台)	イ 地震防災知識の普及に関すること。
	ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。
(13)信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。
	イ 非常通信に関すること。
	ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関するこ
	と。
	エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機
	器の貸出に関すること。
(14)長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関するこ
	と。
	イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(15) 関東地方整備	ア 災害予防
局、北陸地方整備局、	(ア) 所管施設の耐震性の確保
中部地方整備局	(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
	(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
	(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制
	定
	(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
	イ 応急・復旧
	(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
	(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
	(ウ) 所管施設の緊急点検の実施
	(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応
	急対策の実施
	ウー警戒宣言時
	(ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達
	(イ) 地震災害警戒体制の整備
	(ウ) 人員・資機材等の配備・手配
	(エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
	(オ) 道路利用者に対する情報の提供

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関す	
第13普通科連隊	ること。	
	(2) 災害時における応急復旧活動に関すること。	

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱		
(2) 日本郵便㈱	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務		
信越支社	取扱い及び援護対策等に関すること。		
	イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。		
(2) J R 会社	(東日本旅客鉄道㈱(長野支社)、東海旅客鉄道㈱(飯田支店)、西日本		
	旅客鉄道㈱(金沢支社))		
	ア 鉄道施設の地震防災に関すること。		

防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。 (3)日本貨物鉄道㈱ 地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の に関東支社長野支店 こと。 (4)電気通信事業者 (東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソファ 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 (5)日本銀行 ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。	
(関東支社長野支店) こと。 (4)電気通信事業者 (東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	
(4) 電気通信事業者 (東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	の協力に関る
ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	
イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	トバンク(株))
(5)日本銀行 ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。	0
(松本支店) イ 損傷通貨の引換えに関すること。	
(6)日本赤十字社 ア 医療、助産等救助、救護に関すること。	
長野県支部 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。	
ウ 義援金の募集に関すること。	
(7)国立病院機構 医療、助産等救助、救護に関すること。	
(関東信越ブロック)	
(8)日本放送協会 地震情報等広報に関すること。	
(長野放送局)	
(9)日本通運㈱ 地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送	送の協力にす
(長野支店) ること。	
(10)電力会社 (中部電力㈱、東京電力ホールディングス㈱、関西電力㈱、東北電	電力(株)
ア 電力施設の保全、保安に関すること。	
イ 電力の供給に関すること。	
(11)独立行政法人 ダムの地震防災に関すること。	
水資源機構	
(愛知用水総合事業	
部牧尾支所)	
(12)東日本高速道路 (東日本高速道路㈱)	
株 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC~更埴JC	T)、中部横
中日本高速道路 断自動車道(佐久小諸JCT~小諸御影TB)の防災に関	すること。
(中日本高速道路㈱)	
中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT〜安曇野IC)、安房峠道
路の防災に関すること。	

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
	イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2)ガス会社	(松本ガス㈱、上田ガス㈱、諏訪瓦斯㈱、大町ガス㈱、信州ガス㈱、
	帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)
	アーガス施設の保全、保安に関すること。
	イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄㈱、アルピコ交通㈱、上田電鉄㈱、しなの鉄道㈱)
	地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に
	関すること。
(4)路線バス会社等	(長電バス㈱、アルピコ交通㈱、千曲バス㈱、信南交通㈱、伊那バス㈱、お
	んたけ交通㈱、草軽交通㈱、㈱関電アメニックス、(公社)長野県バス協会)
	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5)貨物自動車運送	((公社)長野県トラック協会)
事業者	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

	イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3)日本貨物鉄道㈱	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関る
(関東支社長野支店)	こと。
(4)電気通信事業者	(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱)
	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。
	イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5)日本銀行	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
(松本支店)	イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6)日本赤十字社	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
長野県支部	イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
	ウ 義援金の募集に関すること。
(7)国立病院機構	医療、助産等救助、救護に関すること。
(関東信越ブロック)	
(8)日本放送協会	地震情報等広報に関すること。
(長野放送局)	
(9)日本通運㈱	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にす
(長野支店)	ること。
(10)電力会社	(中部電力㈱、東京電力ホールディングス㈱、関西電力㈱、東北電力㈱)
	ア 電力施設の保全、保安に関すること。
	イ 電力の供給に関すること。
(11)独立行政法人	ダムの地震防災に関すること。
水資源機構	
(愛知用水総合事業	
部牧尾支所)	
(12)東日本高速道路	(東日本高速道路㈱)
(株)	上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC~更埴JCT)、中部横
中日本高速道路	断自動車道(佐久小諸JCT~小諸御影TB)の防災に関すること。
(株)	(中日本高速道路㈱)
	中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT~安曇野IC)、安房峠道
	路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
	イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2)ガス会社	(松本ガス㈱、上田ガス㈱、諏訪瓦斯㈱、大町ガス㈱、信州ガス㈱、
	帝石パイプライン(㈱、長野都市ガス(㈱)
	アガス施設の保全、保安に関すること。
	イガスの供給に関すること。
(3)鉄道会社	(長野電鉄㈱、アルピコ交通㈱、上田電鉄㈱、しなの鉄道㈱)
	地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に
	関すること。
(4)路線バス会社等	(長電バス㈱、アルピコ交通㈱、千曲バス㈱、信南交通㈱、伊那バス㈱、お
	んたけ交通㈱、草軽交通㈱、㈱関電アメニックス、(公社)長野県バス協会)
	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5)貨物自動車運送	((公社)長野県トラック協会)
事業者	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

(6) 放送会社	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム
	放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブ
	イ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルテレビジョン、須高
	ケーブルテレビ(株)
	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7)長野県情報ネッ	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
トワーク協会	
(8) 医師会、歯科医師	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
会、看護協会	
(9)薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10)(一社)長野県L	液化石油ガスの安全に関すること。
Pガス協会	
(11)(一社)長野県建	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
設業協会	
(12)(社福)長野県社	災害ボランティアに関すること。
会福祉協議会	

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

	`防火工里安な旭設の官垤名
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)農業協同組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
	と。
	イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。
	ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
	エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
	オ 農産物の需給調整に関すること。
(2)森林組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
	と。
	イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
	ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3)漁業協同組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
	と。
	イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
	ウ 漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会議	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
所等商工業関係団	と。
体	イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。
	ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。
	エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5)病院等医療施設	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
の管理者	イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。
	ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
	エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
管理者	イ 地震災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7)金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8)学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
	イ 地震災害時における教育対策に関すること。
	ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(9) 危険物施設及び	ア 安全管理の徹底に関すること。

(6) 放送会社	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム
	放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブ
	イ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルテレビジョン、須高
	ケーブルテレビ(株)
	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7)長野県情報ネッ	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
トワーク協会	
(8) 医師会、歯科医師	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
会、看護協会	
(9)薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10)(一社)長野県L	液化石油ガスの安全に関すること。
Pガス協会	
(11)(一社)長野県建	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
設業協会	
(12)(社福)長野県社	災害ボランティアに関すること。
会福祉協議会	

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)農業協同組合	アー県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
(1) 辰未肠凹粗石	
	と。
	イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。
	ウ被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
	エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
	オー農産物の需給調整に関すること。
(2)森林組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
	と。
	イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
	ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3)漁業協同組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
	と。
	イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
	ウ 漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会議	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ
所等商工業関係団	と。
体	- 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。
	 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。
	エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5)病院等医療施設	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
の管理者	イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。
	ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
	エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
管理者	イ 地震災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7)金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8)学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
(0) 子汉伝八	
	イ 地震災害時における教育対策に関すること。
(a) 7, 70 dt 16 = 11, 72 = 10	ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(9) 危険物施設及び	ア 安全管理の徹底に関すること。

震災対策編 第1章第3節

防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

高圧ス施の管理者 イ 防護施設の整備に関すること。	高圧ス施の管理者 イ 防護施設の整備に関すること。
(10) 青年団、婦人会 ア 県、市町村が行う地震災害応急対策の協力に関すること。	(10) 青年団、婦人会 ア 県、市町村が行う地震災害応急対策の協力に関すること。
等	

第2節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、 そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部)
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。(危機管理部)
- (ウ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を 推進する。(警察本部)
- (エ) 震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のため、全市町村に震度計を設置し、県と消防庁を結ぶ震度情報ネットワークの高度化を図る。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム) その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。(危機管理部)
- (オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部)
- (カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配 布する。(危機管理部)
- (キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部)
- (ク) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化を図る。
- (ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求める。(危機 管理部)
- (コ) 「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて

旧

第2節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部)
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。(危機管理部)
- (ウ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を 推進する。(警察本部)
- (エ) 震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のため、全市町村に震度計を設置し、県と消防庁を結ぶ震度情報ネットワークの高度化を図る。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、**災害情報共有システム(Lアラート)** その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。(危機管理部)
- (オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部)
- (カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配 布する。(危機管理部)
- (キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部)
- (ク) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化を図る。
- (ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求める。(危機管理部)
- (コ) 「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて

実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることが できる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。(危機管理部)
- (ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を 効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機 器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用 する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート (災害情報共有システム) その他の災害情報等を瞬時に受信するシステムを維持・整備するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることが できる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、 情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の 共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。(危機管理部)
- (ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を 効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機 器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用 する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、**災害情報共 有システム (Lアラート)** その他の災害情報等を瞬時に受信するシステムを維持・ 整備するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある 堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。
- (オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、<u>Lアラート</u> (災害情報共有システム) その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを 維持・整備するよう努めるものとする。
- (カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある 堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。
- (オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

第5節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 消防署所の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その 他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車25台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%*、救急自動車98.3%*である。(*: H27.4.1現在)

これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)

- (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関す助言をを行う。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救 急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災 当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよ

ĺΒ

第5節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握 方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 消防署所の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その 他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車25台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%*、救急自動車98.3%*である。(*: H27.4.1現在)

これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)

- (ア) 消防防災へリコプター、県警へリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関す助言をを行う。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救 急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災 当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよ

う助言する。

- (エ) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。
 - a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
 - b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) a に掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター 等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の 推進に努めるものとする。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を 行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活 動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を 進めるものとする。(日本赤十字社)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入 するものとする。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。

このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

う助言する。

- (エ) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。
 - a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
 - b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) a に掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター 等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の 推進に努めるものとする。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を 行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活 動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を 進めるものとする。(日本赤十字社)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入 するものとする。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等**66**品目を県下13箇所に、衛生材料**29**品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。

このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、<u>災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制。医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となる</u>とともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における医薬品等<u>の備蓄</u>について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて見直しを図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等 の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。 (健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するもの とする。
- また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、 各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供 給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療 ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a <u>災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保</u>に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。<u>また、</u> <u>公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図る</u> ものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、 被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント 等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に 備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指 定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構 造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施 設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとと もに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害 このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の耐震施設への転換等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における**備蓄**医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量である かを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等 の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。 (健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するもの とする。
- また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、 各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供 給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療 ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a **各事業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築**に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、 被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント 等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に 備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指 定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構 造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施 設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとと もに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害 時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる<u>臨時医療施設</u> (SCU)を松本空港内の信州大学附属病院ドクターへリ格納庫に設置することとした。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】 (健康福祉部)

- (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)による支援体制を確保する。
 - また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。
- (イ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立 や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎに ついて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努 める。
- (ウ) 災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科 医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした 災害医療への協力体制について整備を行うものとする。
- (イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救 急搬送の協力体制について整備を行うものとする。
- (ウ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、 中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、 合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。

県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 市町村等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所

時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる適当な場所を **選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある**。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】 (健康福祉部)

- (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1 か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として 県内に10か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図 るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)による支援体制を確保する。
 - また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。
- (イ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立 や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎに ついて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努 める。
- (ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが 適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努 める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科 医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした 災害医療への協力体制について整備を行うものとする。
- (イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救 急搬送の協力体制について整備を行うものとする。
- (ウ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等 を行い、耐震化に努めるものとしている。

県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化 に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害 拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 市町村等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所

管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう助言する。

また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等による、既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化が図られるよう、併せて助言する。(危機管理部)

- (イ) 地域災害医療センターの耐震構造の強化を推進する。(健康福祉部)
- (ウ) 県立病院においては、ライフラインを確保するための施設整備を進める。また、 建物や危険物質等について、自主点検を定期的に行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定するものとする。 また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図るものとする。
- (イ) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図るものとする。
- (ウ) 市町村立医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の 治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を 行い、耐震化に努めるものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の 医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
- (エ) 市町村において、大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ 円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並 びに救助活動計画の作成について助言する。(危機管理部)

管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう助言する。

また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等による、既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化が図られるよう、併せて助言する。(危機管理部)

- (イ) 地域災害医療センターの耐震構造の強化を推進する。(健康福祉部)
- (ウ) 県立病院においては、ライフラインを確保するための施設整備を進める。また、 建物や危険物質等について、自主点検を定期的に行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定するものとする。 また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図るものとする。
- (イ) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図るものとする。
- (ウ) 市町村立医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の 治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を 行い、耐震化に努めるものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の 医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
- (エ) 市町村において、大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ 円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並 びに救助活動計画の作成について助言する。(危機管理部)

- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、 相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及 び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県と の広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請(ヘリコプターを含む)等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的 な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれる よう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、 事前に定めておくものとする。

- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計 画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、 相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及 び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県と の広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請(ヘリコプターを含む)等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - i 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的 な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれる よう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、 事前に定めておくものとする。

- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計 画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第10節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための 措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそ れがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避 難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期 の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を 強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制 の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

イ【県が実施する計画】

(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に 多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策 定しておくものとする。(県有施設管理部局)

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立な ど防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政 部、林務部、建設部、教育委員会)

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。(健康福祉部、県民文化部)
- (ウ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。(危機管理部)
- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社

ĺΒ

第10節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための 措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそ れがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避 難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期 の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) 及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制 の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

イ【県が実施する計画】

(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に 多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策 定しておくものとする。(県有施設管理部局)

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立な ど防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政 部、林務部、建設部、教育委員会)

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。(健康福祉部、県民文化部)
- (ウ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。(危機管理部)
- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社

ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーョー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壱番屋、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)

- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察 活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び 避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定
- <u>a</u> 市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃 から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- b 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a 避難勧告、避難指示 (緊急) の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法
- (避難勧告、避難指示<u>(緊急)</u>、避難準備<u>・高齢者等避難開始</u>については第3章第12 節を参照)
- c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (a) 給食措置
- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- f 指定避難所の管理に関する事項
- (a) 避難の受入中の秩序保持
- (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- (a) 平常時における広報
 - ○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - ○住民に対する巡回指導

ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壱番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)

- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察 活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び 避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

(ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a 避難勧告・避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (a) 給食措置
- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- f 指定避難所の管理に関する事項
- (a) 避難の受入中の秩序保持
- (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- (a) 平常時における広報
 - ○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - ○住民に対する巡回指導

- ○防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - ○広報車による周知
 - ○避難誘導員による現地広報
 - ○住民組織を通じた広報
- (ウ) 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(工) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。(全機関)
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
 - e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯 ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の 備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

- ○防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - ○広報車による周知
 - ○避難誘導員による現地広報
 - ○住民組織を通じた広報

(√) 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。(全機関)
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
 - e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯 ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の 備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致 圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の 同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避 難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の 施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画 に掲載するものとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に 応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所ついては、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (オ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から 避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法につ いてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、 施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に 周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における 施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致 圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の 同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避 難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の 施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画 に掲載するものとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に 応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所ついては、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (オ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から 避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法につ いてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、 施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に 周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における 施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

- (ア) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部) について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努める。
- (イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。
- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。
- (工) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。
- (イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに 配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認 の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や 地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (工) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

- (力) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。
- (ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるもの とする

(コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

- (ア) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。
- (ウ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (イ) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに 配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認 の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や 地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想 定した整備に努めるものとする。

- (オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。
- (ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるもの とする

(ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動

要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

- (サ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される 地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満た すよう協力を求めていくものとする。
- (シ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、 各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (ス) マニュアルの作成,訓練等を通じて,避難所の運営管理のために必要な知識等の 普及に努めるものとする。この際,住民等への普及に当たっては,住民等が主体的 に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保 や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう 配慮するものとする。
- (タ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から 避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法につ いてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。 (建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に 基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
- a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
- c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備 を図る。

イ【市町村が実施する計画】

要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

- (コ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される 地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満た すよう協力を求めていくものとする。
- (サ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、 各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (★) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保 や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (2) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう 配慮するものとする。
- (セ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から 避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法につ いてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。 (建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に 基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
- a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する
- b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
- c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備 を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を 提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、 県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供 する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び 生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経 路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

- (ア) 防災計画(教育委員会)
 - a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画 を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及 びその他の関係機関と十分協議する。
 - b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委会(以下「県教委」という。)に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
 - c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 地震対策に係る防災組織の編成
 - (b) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物を含む) の点検方法
 - (1) 避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を 提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、 県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供 する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び 生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経 路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

- (ア) 防災計画(教育委員会)
 - a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画 を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及 びその他の関係機関と十分協議する。
 - b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委会(以下「県教委」という。)に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
- (a) 地震対策に係る防災組織の編成
- (b) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- (i) 児童生徒等の救護方法
- (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物を含む)の点検方法
- (1) 避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)

- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 震災後における応急教育に関する事項
- (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理(教育委員会)

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間(教室、昇降口、階段等)や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点 検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理(教育委員会)

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所 及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘 導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (工) 避難誘導(教育委員会)
 - a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ 保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の 事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする
- (オ) 私立学校に対する指導(県民文化部)

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村(教育委員会)が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行う ものとする。

- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 震災後における応急教育に関する事項
- (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理(教育委員会)

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間(教室、昇降口、階段等)や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点 検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理(教育委員会)

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所 及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘 導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導(教育委員会)
 - a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ 保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の 事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする
- (オ) 私立学校に対する指導(県民文化部)

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村(教育委員会)が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行う ものとする。

第18節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、 施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状であ る。

またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水 道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼するこ とが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水 道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

ア【県が実施する計画】(環境部)

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

イ【水道事業者等が実施する計画】

- (ア) 県企業局が実施する計画
 - a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。
 - b 浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。
 - c 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。
 - d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。
 - e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施 し、非常時における作動確保を図る。
- <u>f</u> 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。
- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図るものとする。
 - b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
 - c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
 - d 復旧資材の備蓄を行うものとする。

旧

第18節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、 施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状であ る。

またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水 道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼するこ とが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水 道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

ア【県が実施する計画】(環境部)

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

イ【水道事業者等が実施する計画】

- (ア) 県企業局が実施する計画
 - a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。
 - b 浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。
 - c 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。
 - d 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。
 - e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施 し、非常時における作動確保を図る。
 - f 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策 が迅速に行えるよう計画する。
 - * 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。
- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図るものとする。
 - b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
- d 復旧資材の備蓄を行うものとする。

e 水道管路図等の整備を行うものとする。	e 水道管路図等の整備を行うものとする。	-
6 小旭自時囚守の走備で行うものとする。	6 小垣自町四寸の正備を行うものとする。	

第19節 下水道施設等災害予防計画

第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

このため、地震による被害が予想される地域の施設、老巧化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。

また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。

このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽 化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずるもの とする。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に 適合した耐震対策を講ずるものとする。

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で<u>の</u>広域応援協定<u>や民間事業者等との災害時維持修繕協定</u>を締結する必要がある。

旧

第19節 下水道施設等災害予防計画

第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

このため、地震による被害が予想される地域の施設、老巧化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。

また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。

このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽 化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずるもの とする。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に 適合した耐震対策を講ずるものとする。

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

- ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。
- イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。
- ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制 を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルー ル」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公 共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用・復旧用資材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、 検索等が実施できる体制を整備するものとする。

5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性 の確保に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

- ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。
- イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。
- ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制 を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルー ル」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公 共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用・復旧用資材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、 検索等が実施できる体制を整備するものとする。

5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、 管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めること が必要である。

(2) 実施計画

【県(環境部)及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第23節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。 地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避 難体制を構築する。
- 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶 片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成28年4月1日現在、地す べり危険箇所は、1,973箇所(建設部所管1,241箇所、林務部所管414箇所、農政部所管320 箇所)ある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の 指定を行う。(建設部、林務部、農政部)
- (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。 (建設部、林務部、農政部)
- (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。(建設部、林務部、農政部)
- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町 村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害 警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。(建設部、 林務部、農政部)
- (カ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能 回復を行う。(建設部、林務部、農政部)

第23節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。 地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避 難体制を構築する。
- 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶 片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成27年4月1日現在、地す べり危険箇所は、1,973箇所(建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320 箇所)ある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の 指定を行う。(建設部、林務部、農政部)
- (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。 (建設部、林務部、農政部)
- (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。(建設部、林務部、農政部)
- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町 村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害 警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。(建設部、 林務部、農政部)
- (カ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能 回復を行う。(建設部、林務部、農政部)

イ【市町村が実施する計画】

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。
- (ウ) 地すべり災害の発生の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な避難準備<u>・高齢者等避難開始</u>、避難勧告又は指示<u>(緊急)</u>を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確率するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局、中部森林管理局)

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検 を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の 整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及 び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成<u>28</u>年4月1日現 在、山腹崩壊危険地区3,714箇所、崩壊土砂流出危険地区4,607箇所である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(林務部)

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。

また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】(中部森林管理局)

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川一静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流発生危険渓流は5,912渓流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

(ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域の指定を行い、その結果を市町村

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。
- (ウ) 地すべり災害の発生の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な避難準備情報、 避難勧告又は指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を 確率するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局、中部森林管理局)

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検 を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及 び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成26年4月1日現 在、山腹崩壊危険地区3.710箇所、崩壊土砂流出危険地区4.605箇所である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(林務部)

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。

また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握 し、加えて平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所 の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】(中部森林管理局)

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川ー静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流発生危険渓流は5,912渓流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

(ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域の指定を行い、その結果を市町村

へ提供する。

(イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指 定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備<u>・高齢者等</u> <u>避難開始</u>、避難勧告または指示<u>(緊急)</u>を行えるような具体的な基準及び伝達方法 等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土 石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及 び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。現在の危険箇所数は8,868箇所(建設部所管)で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不適当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。(建設部)
- (イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村 へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害 警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂 災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

へ提供する。

(イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指 定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備**情報**、避難 勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を 確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土 石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及 び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。現在の危険箇所数は8,868箇所(建設部所管)で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不適当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。(建設部)
- (イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村 へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害 警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂 災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これら の事項を記載した印刷物 (ハザードマップ等) を配布しその他必要な措置をとる。 また、急傾斜地崩壊危険個所を住民に周知するものとする。

- (ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備<u>・高齢者等</u> <u>避難開始</u>、避難勧告または指示<u>(緊急)</u>を行えるような具体的な基準及び伝達方法 等について避難計画を確立するものとする。
- (エ) 農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する ものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、 非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及 び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)
- (イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣 居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、 その推進に努める。(建設部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所の パトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講じる必要 のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
- a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)
- b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止 に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況を治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して十砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これら の事項を記載した印刷物 (ハザードマップ等) を配布しその他必要な措置をとる。 また、急傾斜地崩壊危険個所を住民に周知するものとする。

- (ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備**情報**、避難 勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確 立するものとする。
- (エ) 農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する ものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、 非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及 び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災 害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)
- (イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣 居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、 その推進に努める。(建設部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所の パトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講じる必要 のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
- a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言 をする (林務部)
- b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止 に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な 避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 について、地域防災計画に定めておくものとする。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成28年4月1日現在で26,690区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,332区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部)

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

- (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
- (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による 支援及び相談窓口の確保
- (エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難 体制に関する事項について市町村へ助言する。

(オ)やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設 設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による 支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配 慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な 避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 について、地域防災計画に定めておくものとする。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成27年4月1日現在で25,026区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は20,543区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部)

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

- (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
- (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による 支援及び相談窓口の確保
- (エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難 体制に関する事項について市町村へ助言する。

(オ)やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設 設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による 支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

- (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達 に関する事項
- (f) 救助に関する事項
- (g) その他警戒避難に関する事項

いて県、市町村に助言を求めるものとする。

- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (オ)やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設 設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。 (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項につ

- (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達 に関する事項
- (f) 救助に関する事項
- (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (オ)やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設 設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市町村に助言を求めるものとする。

第28節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性<u>が</u>不足するの低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等により、ため池の現状を<u>常に</u>把握するとともに、<u>耐震性が不足するため池</u>について順次耐震工事を実施する。

<u>防災重点ため池*等、</u>決壊による下流への影響が大きいため池について<u>は</u>、ハザードマップの作成・公表や連絡体制の整備を行う。

※防災重点ため池:堤高15m以上又は貯水量10万m3以上のため池

下流に人家や公共施設等が存在し、市町村が指定したため池

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

県内には約2,000箇所の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持 管理されている。

これらのため池の半数は江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や耐震対策を講じていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(農政部)

- (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。
- (イ) 耐震性点検の結果、耐震性が不足するため池について、計画的に耐震工事を実施する。
- (ウ) 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。
- (エ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) ため池の<u>諸元</u>、施設の構造及び下流の状況等について<u>明記した「ため池カルテ」を整備し</u>、施設の状況について適時確認<u>するとともに、変更が生じた場合は</u>県に報告するものとする。
- (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。
- (ウ) ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、 直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。
- (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。

IH

第28節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性の **低い**施設については順次**補強**工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

また決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成**及び住 民への公表など減災対策の推進に努める。**

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

県内には約2,000箇所の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。

これらのため池の**約**半数は江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設がある**農業用**ため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や耐震対策を講じていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(農政部)

- (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池**基本台帳**」を整備し、毎年更新していく。
- (イ) 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。
- (ウ) 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。
- (エ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。
- (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。
- (ウ) **ため池**ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、 直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。
- (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自分の命は自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
 - a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での 予防・安全対策
 - c 地震及び津波に関する一般的な知識
 - d 警報等や、避難勧告・避難指示等の意味や内容
 - e 警報等発表時や避難指示,避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動

旧

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自分の命は自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験 から学ぶことは、困難である。

このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する 防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
 - a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での 予防・安全対策
 - c 地震及び津波に関する一般的な知識
 - d 警報等や、避難勧告・避難指示等の意味や内容
 - e 警報等発表時や避難指示,避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動

- f 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)及び津波に関する知識
- g 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- h 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の 防災意識
- i 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急 手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関す る知識
- i 正確な情報入手の方法
- k 要配慮者に対する配慮
- 1 男女のニーズの違いに対する配慮
- m 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- n 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- o 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- p 避難生活に関する知識
- q 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出 火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- r 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- s 東海地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震に関する知識
- (a) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、 警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識
- t 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- u 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確 認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- v 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進する。
- (ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市町村等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供する。
- (エ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアル の配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施 する。
- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災 に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、 どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を 作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。

- f 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)及び津波に関する知識
- g 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- h 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の 防災意識
- i 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急 手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関す る知識
- j 正確な情報入手の方法
- k 要配慮者に対する配慮
- 1 男女のニーズの違いに対する配慮
- m 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- n 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- o 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- p 避難生活に関する知識
- q 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出 火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- r 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- s 東海地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震に関する知識
- (a) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、 警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、東南海地震と南海地震が同時に 発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生し た場合に生じる危険等の知識
- t 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- u 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確 認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- v 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進する。
- (ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市町村等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供する。
- (エ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアル の配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施 する。
- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災 に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、 どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を 作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。

- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている 意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとす る。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するも のとする。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアル の配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施 するものとする。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災 に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災 情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に 参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭 防災会議を定期的に開き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている 意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとす る。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するも のとする。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアル の配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施 するものとする。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災 に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災 情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応とい った観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に 参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭 防災会議を定期的に開き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的 に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発 災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険がある か、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、 防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、 その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)において幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】(県民文化部、教育委員会)

- (ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携 したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。
- (イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 要配慮者に対する配慮
- (ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識 の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、 そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図って いく。 したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的 に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発 災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険がある か、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、 防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、 その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)において幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】(県民文化部、教育委員会)

- (ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携 したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。
- (イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮
- (ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識 の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、 そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図って いく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、 防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図 るものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、 防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図 るものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

新

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等 への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制を とり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、 調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、県有施設管理部局)

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達 体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

イ 【放送事業者が実施する対策】

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態(大量の119番通報等)が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

<u>地域振興局長</u>は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課(災害対策本部室)の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課(災害対策本部室)に対し情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課(災害対策本部室)は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないよ

ĺΒ

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等 への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制を とり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、 調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、県有施設管理部局)

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達 体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

イ 【放送事業者が実施する対策】

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態(大量の119番通報等)が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課(災害対策本部室)の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課(災害対策本部室)に対し情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課(災害対策本部室)は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないよ

うな災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に 留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるもの とする。

市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局
避難準備情報·避難勧告·指示等避難状況	市町村	地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地域振興局・農業改良普及 センター・家畜保健衛生所・ 食肉衛生検査所・農業協同 組合・森林組合
農地・農業用施設被害	市町村	<u>地域振興局</u> ・土地改良区
林業関係被害	<u>地域振興局</u> ・市町村・森林管理 署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市 町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務 所	建設事務所
水道施設被害	市町村・企業局	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市町村	地域振興局
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	<u>地域振興局</u> ・商工会議所・ 商工会
観光施設被害	市町村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関 係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被 害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	
つ 長野 目 隊 女 合け ・		

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報・被災・避難・救援 情報等を県関係機関へ提供するものとする。

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

うな災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に 留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるもの とする。

市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、 都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被 害	市町村	地方事務所・農業改良普及 センター・家畜保健衛生所・ 食肉衛生検査所・農業協同 組合・森林組合
農地・農業用施設被害	市町村	地方事務所 ・土地改良区
林業関係被害	地方事務所 ・市町村・森林管理 署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市 町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務 所	建設事務所
水道施設被害	市町村・企業局	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所 ・商工会議所・ 商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関 係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被 害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報・被災・避難・救援 情報等を県関係機関へ提供するものとする。

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認 することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとす る。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもの のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽 傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部 分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする 程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな ものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、 土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとす る。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課(県災害対策本部)への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。な

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認 することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとす る。
重傷者軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもの のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽 傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部 分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする 程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな ものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、 土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとす る。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課(県災害対策本部)への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。な

お、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

- (ア) 県(本庁)の実施事項
 - a 危機管理防災課(災害対策本部室)は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
 - b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況をとりまとめる。
 - c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課(災害対策本部室)、関係行政機関(本省)、及び関係課に報告するものとする。
 - d 危機管理防災課(災害対策本部室)は、各課及び関係機関の被害状況等をとりま とめ、すみやかに国(総務省消防庁)、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告 するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると 認められる程度の災害
- (c) (a) 又は(b) に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課(災害対策本部室)は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の 連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課(災害対策本部室)は、<u>地域振興局</u>長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長(災害対策本部室長)の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課(災害対策本部室)は、県等が実施する応急対策等について、<u>地</u> 域振興局を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課(災害対策本部室)は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。また、通信途絶地域の被害状況について、「長野県地震被害予測システム」を用いて被害を予測し、迅速な応急救助活動を行う。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課(所)は、市町村単位に被害状況をとりまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況をとりまとめる。
- c 掌握した被害状況等を<u>地域振興局</u>地域政策課に報告または連絡するとともに県 (本庁)の主管課に報告する。
- d <u>地域振興局</u>長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課(災

お、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において**地方事務所**等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県(本庁)の実施事項

- a 危機管理防災課(災害対策本部室)は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況をとりまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課(災害対策本部室)、関係行政機関(本省)、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課(災害対策本部室)は、各課及び関係機関の被害状況等をとりまとめ、すみやかに国(総務省消防庁)、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると 認められる程度の災害
- (c) (a) 又は(b) に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課(災害対策本部室)は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の 連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課(災害対策本部室)は、**地方事務所**長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長(災害対策本部室長)の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課(災害対策本部室)は、県等が実施する応急対策等について、**地 方事務所**を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課(災害対策本部室)は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。また、通信途絶地域の被害状況について、「長野県地震被害予測システム」を用いて被害を予測し、迅速な応急救助活動を行う。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課(所)は、市町村単位に被害状況をとりまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況をとりまとめる。
- c 掌握した被害状況等を**地方事務所**地域政策課に報告または連絡するとともに県 (本庁)の主管課に報告する。
- d **地方事務所**長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課(災

害対策本部室)に情報収集チームの派遣を求めるものとする。

- e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。
- (ウ) 市町村の実施事項
 - a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
 - b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求めるものとする。
 - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国(総 務省消防庁)に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項 各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防 災課(災害対策本部室)に連絡するものとする。
- (オ)「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・ 伝達する。

(ア) 緊急地震速報(警報・予報)

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

県、市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線 等により住民への伝達を行うものとする。

a 緊急地震速報 (警報)

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される 地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表す るもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報 (予報)

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を 発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報(震源に関する情報)

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素(発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、

害対策本部室) に情報収集チームの派遣を求めるものとする。

- e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。
- (ウ) 市町村の実施事項
 - a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
 - b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は**地方事務所**長に応援を求めるものとする。
 - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国(総 務省消防庁)に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項 各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防 災課(災害対策本部室)に連絡するものとする。
- (オ)「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・ 伝達する。

(ア) 緊急地震速報 (警報・予報)

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

県、市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線 等により住民への伝達を行うものとする。

a 緊急地震速報 (警報)

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される 地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表す るもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報 (予報)

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報(震源に関する情報)

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素(発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、

震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報)

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表 する

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報(その他の情報)

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(カ) 地震情報(各地の震度に関する情報)

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。 また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報(推計震度分布図)

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

ウ 水防情報

- (ア) 雨量の通報(システム障害が発生した場合)
 - a 県水防本部(災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。)は、建設事務所長からの 通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課(災害対策本部設置後は災害対 策本部室。以下同じ。)に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに 関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事 務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報(システム障害が発生した場合)
 - a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理 防災課(災害対策本部室)に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに 関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1)【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。(危機管理部)
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。(危機管理部)
- ウ (一社)日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。(危

震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報)

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報(その他の情報)

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(カ) 地震情報(各地の震度に関する情報)

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。 また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報(推計震度分布図)

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

ウ 水防情報

- (ア) 雨量の通報(システム障害が発生した場合)
 - a 県水防本部(災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。)は、建設事務所長からの 通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課(災害対策本部設置後は災害対 策本部室。以下同じ。)に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに 関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事 務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報(システム障害が発生した場合)
 - a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理 防災課(災害対策本部室)に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに 関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。(危機管理部)

- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。(危機管理部)
- ウ (一社)日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。(危

機管理部)

- エ <u>必要に応じて、</u>信越総合通信局に対し、<u>災害対策用移動通信機器、災害対策用</u> 移動電源車の貸出要請を行う。(危機管理部)
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管 理部)
- カ 県(警察) 有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)
- (2) 【市町村が実施する事項】
- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。
- (3)【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱を図るものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

→ 風水害対策編 参照

機管理部)

- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請 する。(危機管理部)
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管 理部)
- カ 県 (警察) 有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)
- (2)【市町村が実施する事項】
- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。
- (3)【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱を図るものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

→ 風水害対策編 参照

新

第11節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、 避難勧告、避難指示(緊急)、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これ らの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難勧告、避難指示(緊急)

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要 と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示(<u>緊急</u>)を行う。

避難勧告・避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)	実施事項	機関等	根拠	対象災害
	避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	***************************************	市町村長	JI	IJ
		水防管理者	水防法第29条	洪水
	避難指示(緊急)	知事又はその	水防法第29条・地すべり	洪水及び地すべ
		命を受けた職	等防止法第25条	り災害全般
		員		
		警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
			警察官職務執行法第4条	
		自衛官	自衛隊法第94条	IJ
	避断の開設、受入	市町村長		

(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。

旧

第11節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、 避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施 設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難勧告、避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要 と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示を行う。

避難勧告・避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域 住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避 難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)	実施事項	機関等	根拠	対象災害
	避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
		市町村長	II	IJ
		水防管理者	水防法第29条	洪水
		知事又はその	水防法第29条・地すべり	洪水及び地すべ
		命を受けた職	等防止法第25条	り災害全般
	/吐夫比1日/小	員		
		警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
			警察官職務執行法第4条	
		自衛官	自衛隊法第94条	IJ
	避動の開設、受入	市町村長		

(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、 その所掌事務に関し、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、判断時期等につい て助言するものとする。

イ 避難勧告、避難指示(緊急)の意味

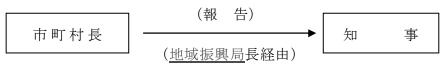
「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ 避難勧告、避難指示(緊急)及び報告、通知等

- (ア) 市町村長及び消防機関の長の行う措置
- a 避難勧告、避難指示(緊急)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行うものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想 される地域
- b 報告(災害対策基本法第60条)



(報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

- * 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。
- (イ) 水防管理者の行う措置
 - a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知(水防法第29条)



- (ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置
 - a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示(地すべり等防止法第25条)

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、 避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、 その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言 するものとする。

イ 避難勧告、避難指示の意味

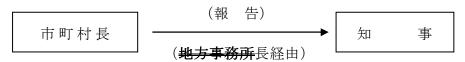
「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ 避難勧告、避難指示及び報告、通知等

- (ア) 市町村長及び消防機関の長の行う措置
 - a 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行うものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想 される地域
- b 報告(災害対策基本法第60条)



(報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

- * 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。
- (イ) 水防管理者の行う措置
 - a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知(水防法第29条)



- (ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置
- a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示(地すべり等防止法第25条)

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、 避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難 勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における 避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示(緊急)に従わない者に対する直接強制は認められない。

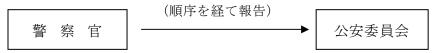
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が 整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c)による場合(災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d)による場合(警察官職務執行法第4条)

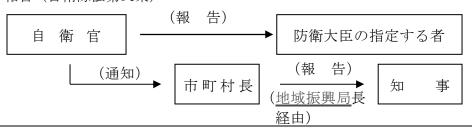


(才) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告(自衛隊法第94条)



a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難 勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における 避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

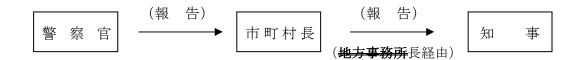
- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

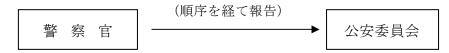
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c)による場合(災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d) による場合 (警察官職務執行法第4条)

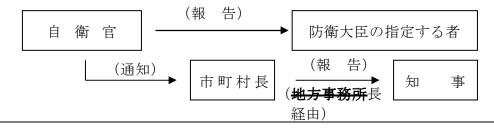


(才) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告(自衛隊法第94条)



エ 避難勧告、避難指示(緊急)の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示<u>(緊急)</u>、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に 努めるものとする。

オ 避難勧告、避難指示(緊急)の内容

避難勧告、避難指示(緊急)を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (才) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難勧告、避難指示(<u>緊急</u>)を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、 周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) 県及び市町村は、<u>関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Lアラート</u> (災害情報共有システム) 災害情報共有システム (Lアラート) の活用や関係事業 者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、 ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達 手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (カ) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>・避難勧告・避難指示(<u>緊急</u>)をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

エ 避難勧告、避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難勧告、避難指示の内容

避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (才) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難勧告、避難指示を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、 周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) 県及び市町村は、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (カ) <u>避難準備情報</u>・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災 行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メ ール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情 報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害 の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、 自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福 祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員 に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、 その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁 者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難勧告及び避難指示(<u>緊急</u>)は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市町村長、市町村職員(災害対策基本法第63条)
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等(水防法第21条)
- (ウ) 消防吏員、消防団員(消防法第28条)
- (エ) 警察官(上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合)
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(災害対策基本法第63条第3項-市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る)

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定 がある。

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、 自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員 に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、 その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難勧告及び避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市町村長、市町村職員(災害対策基本法第63条)
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等(水防法第21条)
- (ウ) 消防吏員、消防団員(消防法第28条)
- (エ) 警察官(上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合)
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(災害対策基本法第63条第3項-市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る)

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、 その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警 戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定 がある。

- ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民 にその内容を周知する。
- エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市 町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難勧告、避難指示(緊急)を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

- (イ) 誘導の方法
 - a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
 - b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を 避け、安全な経路を選定するものとする。
 - c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
 - d 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
 - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
 - f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。

- g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、 予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を 図るものとする。
- (ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度 (貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消

- ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民 にその内容を周知する。
- エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市 町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難勧告、避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円 滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとす る。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を 避け、安全な経路を選定するものとする。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- d 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。

- g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、 予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を 図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度 (貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものと

火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものと する。

この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は受入れを必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、 自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要 な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に 応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。(危機管理部)
 - a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能 な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及び あっせんを図る。
 - b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装 飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。
- (イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町 村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要である と判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
 - a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校 が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するも のとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊 急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村 の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避 難者の受入れ、保護に努める。
- c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、避難所として利用される場合、学校 長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・ 指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のため の場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物 資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な 情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない

する。

この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。 この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は受入れを必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、 自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要 な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (イ) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に 応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。(危機管理部)
 - a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能 な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及び あっせんを図る。
 - b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装 飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。
- (イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
 - a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校 が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するも のとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊 急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村 の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避 難者の受入れ、保護に努める。
- c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、避難所として利用される場合、学校 長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・ 指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のため の場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物 資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な 情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない 者を、一時的に受入れ保護するため避難所を開設するものとする。

- 者を、一時的に受入れ保護するため避難所を開設するものとする。
- また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の 地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる 等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に受入れるべき者 を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が 得られるように努めるものとする。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
- e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている 被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配 慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要 に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、 次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計 画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の 供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を 行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努 めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

- また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に受入れるべき者 を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が 得られるように努めるものとする。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている 被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配 慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要 に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、 次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計 画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の 供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を 行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努 めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ

- (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
- d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し 困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例 (ア(エ)参照) に準じて、 市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの 適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物 資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な 情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を 確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者 等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区(各市及び郡の日赤窓口)・分区(各町村の日赤窓口)と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・ 緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者 の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するもの とする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、 県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、 広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービ

- d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し 困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例(ア(エ)参照)に準じて、 市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶に よる孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの 適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物 資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な 情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を 確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者 等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区(各市及び郡の日赤窓口)・分区(各町村の日赤窓口)と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・ 緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者 の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するもの とする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、 県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、 広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

スを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

(エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合に は、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた 避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を 実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が 安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに 住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市 町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、(一社)全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号 に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。(健康福祉部)
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供

(エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた 避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を 実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が 安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに 住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】 (建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会、(一社)全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号 に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。(健康福祉部)
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し

- b 食材の供給・炊き出し
- c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を 提供するものとする。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規 定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に 必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行 うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、 孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの 形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の 意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅に おける家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1)基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に 提供するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、 ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連 情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活 支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提 供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。 特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者 生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報 提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等 に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める ものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被 災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等 人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない 範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合にお いて、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、 警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めること

c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を 提供するものとする。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に 必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行 うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、 孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの 形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の 意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅に おける家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(3) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に 提供するよう努めるものとする。

(4) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、 ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連 情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活 支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提 供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。 特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者 生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報 提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等 に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める ものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

とする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、 安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関など の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、 被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報 を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が 多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとす る。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者 生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供 がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、 安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関など の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、 被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報 を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が 多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとす る。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者 生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供 がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

新

第33節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、<u>対象となる</u>ため池について速 やかに緊急点検を実施する。

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及 び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(農政部)

- (ア) 地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。
- (イ) ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。
- (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 管理団体において、地震発生後<u>に</u>ため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市町村へ報告するものとする。
- (イ) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取 水施設を操作し貯留水を放流するものとする。
- (ウ) 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。

第33節 ため池災害応急活動

IΒ

第1 基本方針

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置をとり、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、**定めた規模の**ため池について 速やかに緊急点検をする。

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及 び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(農政部)

- (ア) 地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。
- (イ) ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。
- (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 管理団体において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市町村へ報告するものとする。
- (イ) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取 水施設を操作し貯留水を放流するものとする。
- (ウ) 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。

新

第35節 文教活動

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)は多くの幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人 命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(総務部、県民文化部、教育委員会)

- (ア) 県立の学校において、学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。
 - a 第一次避難場所への避難誘導
 - (a) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やか に、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
 - (b) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。
 - b 第二次避難場所への避難誘導
 - (a) 第一次避難場所が危険になった場合は、市町村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所(第二次避難場所)に児童生徒等を誘導する。
 - (b) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員 を残すか、避難先を掲示しておく。
 - (c) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を県教育委員会(以下「県教委」という)、当該市町村及び関係機関に報告又は連絡する。
 - c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

第35節 文教活動

IΒ

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)は多くの幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(総務部、県民文化部、教育委員会)

- (ア) 県立の学校において、学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。
 - a 第一次避難場所への避難誘導
 - (a) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
 - (b) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。
 - b 第二次避難場所への避難誘導
 - (a) 第一次避難場所が危険になった場合は、市町村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所(第二次避難場所)に児童生徒等を誘導する。
 - (b) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員 を残すか、避難先を掲示しておく。
 - (c) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を県教育委員会(以下「県教委」という)、当該市町村及び関係機関に報告又は連絡する。
 - c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落 などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定 する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

- (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校 又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村(教育委員会)が実施する対策】

県(教育委員会)が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・ 設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(総務部、県民文化部、教育委員会)

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害 発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指 導及び支援する。
 - a 県立学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
 - b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしている ときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

- (イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。
 - a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該 市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に 復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に 努める。

- c 教育活動
- (a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。 この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早 急に保護者に連絡する。
- (b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校

- (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校 又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村(教育委員会)が実施する対策】

県(教育委員会)が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・ 設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(総務部、県民文化部、教育委員会)

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害 発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指 導及び支援する。
 - a 県立学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措 置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
 - b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

- (イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。
 - a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該 市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に 復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に 努める。

c 教育活動

- (a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。 この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早 急に保護者に連絡する。
- (b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校

の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

- d 児童生徒等の健康管理
- (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
- (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の確保
- (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
- (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備 について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

(a) 学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するものとする。

(ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村(教育委員会)が実施する対策】

県(教育委員会)が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏ま え、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、 授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ) 【市町村(教育委員会)が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)

- (ア) 県立高等学校長は、<u>被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し</u>、減免 の措置をとる。
- (イ) 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を 減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

- d 児童生徒等の健康管理
- (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
- (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の確保
- (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
- (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備 について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

(a) 学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するものとする。

(ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村(教育委員会)が実施する対策】

県(教育委員会)が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏ま え、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、 授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村(教育委員会)が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)

- (ア) 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続をとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。
- (イ) 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を 減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

文教活動 ウ 就学援助 ウ 就学援助 (ア)【県が実施する対策】(教育委員会) (ア)【県が実施する対策】(教育委員会) 県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支 県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支 弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。 弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。 (イ)【市町村が実施する対策】 (イ)【市町村が実施する対策】 市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対し 市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対し て、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。 て、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

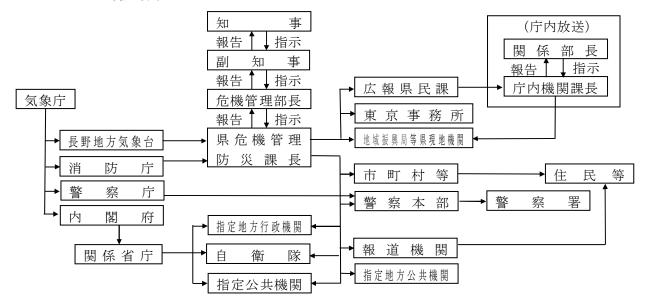
第3節 情報収集伝達計画

第1 地震予知に関する情報等の伝達

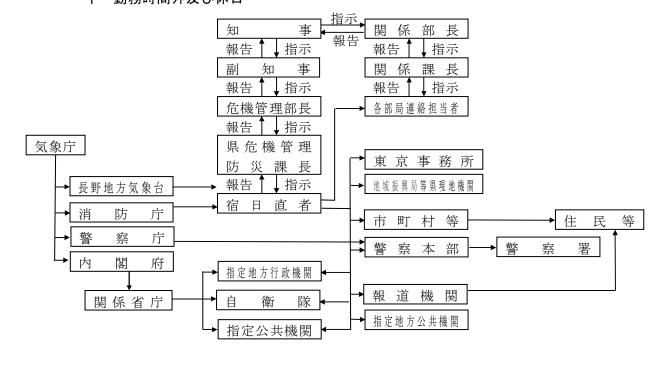
警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

新

- 1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報
- (1) 伝達系統図
- ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



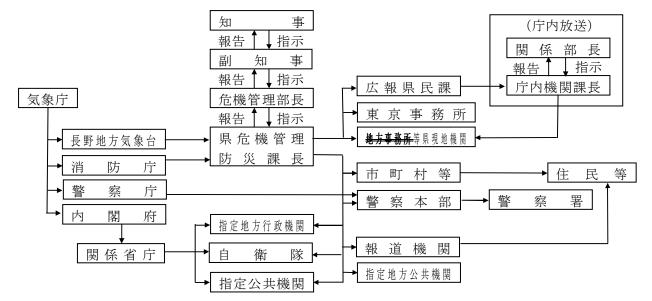
第3節 情報収集伝達計画

旧

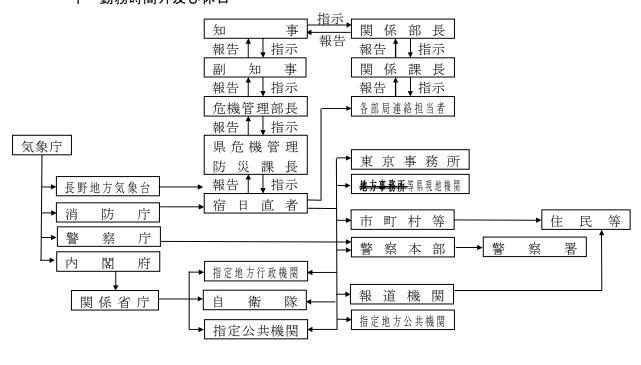
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

- 1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報
- (1) 伝達系統図
- ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



(2) 勤務時間内の伝達要領

ア 勤務時間内に、消防庁又は長野地方気象台から東海地震に関連する調査情報、 東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した危機管理防災課長は、直ちに 系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により市町村、県出先 機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達する。

イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

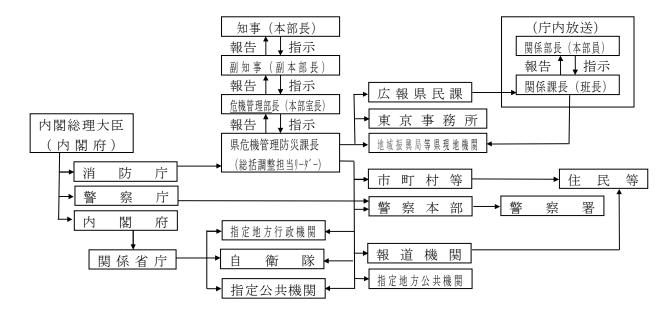
(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び 東海地震予知情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報 告する。

- イ 報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図 に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。
- ウ 危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県 現地機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達するとともに、各部局 連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を危機管理防災課長が受理した場合は、知事の指示により市町村に対して(1)の伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、消防庁より警戒宣言文及び東海地震予知情報の内容等の通知を受理した危機管理防災課長(県警戒本部総括調整担当リーダー)は、直ちに系統図に従い知事(県警戒本部長)へ報告するとともに、指示に基づき、県防災行政無線により市町村、県現地機関等へ伝達する。また、県警戒本部要員、その他の配備職員へは、放送設備による一斉庁内放送により伝達するとともに、必要な資料を配付する。

(2) 勤務時間内の伝達要領

ア 勤務時間内に、消防庁又は長野地方気象台から東海地震に関連する調査情報、 東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した危機管理防災課長は、直ちに 系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により市町村、県出先 機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達する。

イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

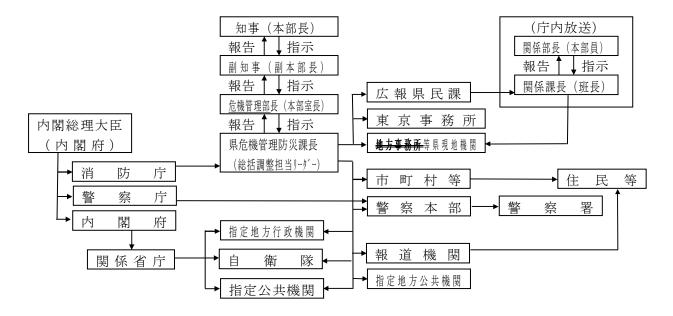
(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。

- イ 報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図 に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。
- ウ 危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県 現地機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達するとともに、各部局 連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を危機管理防災課長が受理した場合は、知事の指示により市町村に対して(1)の伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、消防庁より警戒宣言文及び東海地震予知情報の内容等の通知を受理した危機管理防災課長(県警戒本部総括調整担当リーダー)は、直ちに系統図に従い知事(県警戒本部長)へ報告するとともに、指示に基づき、県防災行政無線により市町村、県現地機関等へ伝達する。また、県警戒本部要員、その他の配備職員へは、放送設備による一斉庁内放送により伝達するとともに、必要な資料を配付する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】
	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せら
	れた場合
	(3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる
	ものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】
	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場
	合
	(2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能
	性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関連する	【発表基準】
調査情報(臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合
	(1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する	【発表基準】
調査情報 (定例)	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結
	びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】
	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せら
	れた場合
	(3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる
	ものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】
	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場
	合
	(2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能
	性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関連する	【発表基準】
調査情報(臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合
	(1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する	【発表基準】
調査情報(定例)	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結
	びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が 準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状 況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

311 - 1	4n #4
調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出	病院管理者-市町村-保健福祉事務所(保健所)-県警戒本
動体制	部(健康福祉部)
金融機関の営業状況	金融機関-長野財務事務所-県警戒本部(危機管理部)
	(農協-市町村-地方事務所-県警戒本部)(農政部)
	(労働金庫-県警戒本部)(健康福祉部)
	(その他の金融機関ー <u>地域振興局</u> ー県警戒本部)(危機管理
	部)
主要食料の在庫状況等	関東農政局 <u>長野支局</u> -県警戒本部(農政部)
列車の運転状況、旅客の状況	JR各社-県警戒本部(企画振興部)
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社-県警戒本部(企画振興部)
電話等の疎通状況、利用制限	两年又是本业
の状況	電気通信事業者-県警戒本部(危機管理部)
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部-県警戒本部(健康福祉部)
	(公社)県医師会-県警戒本部(健康福祉部)
道路の交通規制の状況・車両	東日本高速道路㈱·中日本高速道路㈱-県警戒本部(建設部)
通行状況	地方整備局-県警戒本部(建設部)
	市町村-建設事務所-県警戒本部(建設部)
緊急輸送車両の確保台数	(公社)県トラック協会-県警戒本部(危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、	市町村-地域振興局-県警戒本部(危機管理部)
社会福祉施設の運営状況、デ	
パート・スーパーの営業状況	
幼稚園、小中学校の授業実施	市町村教育委員会-教育事務所-県警戒本部(教育委員会)
状況等	私立学校-県警戒本部(県民文化部)

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が 準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状 況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出	病院管理者-市町村-保健福祉事務所(保健所)-県警戒本
動体制	部(健康福祉部)
金融機関の営業状況	金融機関-長野財務事務所-県警戒本部(危機管理部)
	(農協-市町村-地方事務所-県警戒本部)(農政部)
	(労働金庫-県警戒本部)(健康福祉部)
	(その他の金融機関ー 地方事務所 ー県警戒本部)(危機管理
	部)
主要食料の在庫状況等	関東農政局 長野地域センター -県警戒本部(農政部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R 各社-県警戒本部(企画振興部)
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社-県警戒本部(企画振興部)
電話等の疎通状況、利用制限	電気通信事業者-県警戒本部(危機管理部)
の状況	电风进信争来有一条音成本部(厄機官连部)
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部-県警戒本部(健康福祉部)
	(公社)県医師会-県警戒本部(健康福祉部)
道路の交通規制の状況・車両	東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱-県警戒本部(建設部)
通行状況	地方整備局-県警戒本部(建設部)
	市町村-建設事務所-県警戒本部(建設部)
緊急輸送車両の確保台数	(公社)県トラック協会-県警戒本部(危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、	市町村- 地方事務所 -県警戒本部(危機管理部)
社会福祉施設の運営状況、デ	
パート・スーパーの営業状況	
幼稚園、小中学校の授業実施	市町村教育委員会-教育事務所-県警戒本部(教育委員会)
状況等	私立学校-県警戒本部(県民文化部)